

## 道路工事施行承認（道路法第24条）について

### 道路法

#### 第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項から第8項まで、第19条から第22条の2まで、第48条の19第1項又は第48条の22第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計および実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

道路管理者以外の者が民地から国道への取付道路等を作りたい場合、道路管理者の承認を受けていただくことになります。これを道路工事施行承認申請といい、申請には下記の書類が必要になります。当該手続きの受付窓口は当該現場を管轄する出張所となりますが、出張所へご相談の際には、計画平面図を作成してからお越してください。

#### 申請書類一覧表

	作成書類名称	部数	備考	
1	道路工事施行承認申請書	2		
2	道路工事設計書	2		
3	位置図	2	縮尺（1/50000又は1/25000）	
4	現況・計画平面図	2	平面図の縮尺は（1/500～1/250）。 断面図は縮尺（1/100）で作成。 また、施工箇所を着色してください。	
5	現況・計画縦断面図	2		
6	現況・計画横断面図	2		
7	敷地利用計画平面図	2		
8	構造詳細図	2		
9	施工面積図	2		
10	排水計画図	2		
11	軌跡図	2		
12	交通規制図・保安対策図	2		
13	同意書等	2		
14	公図（写し）	2		
15	現況写真	2	朱線等で施工場所を明示。	
16	申請理由書	2	必要に応じて	
17	事業計画概要書	2	事業規模が大きい場合	
18	施工計画書	2	事業規模が大きい場合	
19	道路に与える影響計算書	2	事業規模が大きい場合（交通解析等）	
20	構造計算書	2	事業規模が大きい場合	
21	許可書（開発行為）	2	事業規模が大きい場合	
22	警察協議書	2	事業規模が大きい場合	

#### 注記）

- ① 当該工事に要する費用は全額申請者の負担となります。（道路法第57条）
- ② 当該工事により完成した道路区域内の施設は、道路管理者に帰属します。